

○業務運営における利益相反排除のための措置に関する機構達

平成 24 年 7 月 25 日

平成 24 年度機構達第 4 号

一部改正 平成 25 年 3 月 31 日平成 24 年度機構達第 18 号

一部改正 平成 26 年 3 月 31 日平成 25 年度機構達第 13 号

一部改正 平成 26 年 9 月 30 日平成 26 年度機構達第 4 号

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度機構達第 29 号

一部改正 平成 29 年 1 月 20 日平成 28 年度機構達第 9 号

一部改正 2021 年 9 月 14 日 2021 年度機構達第 4 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この機構達は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の業務の公共性にかんがみ、役職員の職務上の利益相反が生じる可能性に対する国民の疑惑を招くおそれがないよう必要な事項を定め、就業規則（平成 15 年度規程第 8 号）、役職員倫理規程（平成 15 年度規程第 20 号。以下「倫理規程」という。）、職務上遵守すべき行動規範（平成 15 年度規程第 19 号）及びその他の服務に係る規程と併せて運用し、機構の業務の公正を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この機構達において、「役職員」とは倫理規程第 2 条に定める「役職員」をいう。

2 「民間出向職員」とは、前項に定める役職員のうち、機構と出向元企業との間で締結された「出向職員の取扱いに関する協定書」に基づき、出向期間に限り機構に勤務する職員をいう。

3 「個人的利益」とは、役職員の機構が認める範囲での兼業の実施、株式等の保有及び役職員が権利者又は発明者である知的財産権の保有をいう。

第 2 章 利益相反マネジメントアドバイザー

(設置及び任務)

第 3 条 機構に、利益相反マネジメントアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、利益相反について、専門的見地から第7条に定める委員会及び役職員に助言を行う。

(委嘱)

第4条 アドバイザーは、利益相反に高い見識を有する外部有識者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 利益相反マネジメント委員会

(設置)

第7条 機構に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

(任務)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議、勧告等を行う。

- 一 利益相反の未然防止に関する施策に関すること
- 二 利益相反の是正等に関すること
- 三 その他利益相反マネジメントに関する事項に関すること

(組織)

第9条 委員は、監事2名の他、公正中立の立場で客観的に利益相反に関して審議等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する者（以下「外部委員」という。）をもって構成する。

2 委員会は、委員5人以上により構成する。

3 外部委員の任期は、委嘱の日からその委嘱した日の属する事業年度の末日までとする。

4 外部委員は、再任できるものとする。

5 外部委員は、非常勤とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、監事の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(委員会)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は非公開とする。
- 3 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員数の3分の2以上の同意をもって決する。
- 5 緊急やむを得ない事情があり、会議の開催が行えない場合には、委員長は、会議に係る書類の回覧をもって、会議に代えることができる。

(委員の除斥)

第12条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に係る議事に加わることができない。

(守秘義務)

第13条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4章 事業の従事制限等

(任用前在籍企業に係る事業の従事制限)

第14条 役職員は、任命、採用又は委嘱(以下「任用」という。)の後2年間の期間を通じて、以下の業務を行うことができない。

- 一 任用に先立つ2年以内に在籍していた営利企業(以下「任用前在籍企業」という。)を選考対象に含む(再委託先等として選考対象となる場合を含む。)委託事業、助成事業及び出資業務に関し、委託予定先等の採択審査委員会(事前書面審査を含む。)に関与すること。
 - 二 任用前在籍企業を機構の契約相手方(再委託先等として相手方となる場合を含む。)助成先又は出資の相手先(以下「契約相手方等」という。)とする事業等の執行に直接従事すること。
- 2 民間出向職員については、前項に定める業務の従事制限を出向期間を通じて適用するものとする。
 - 3 役職員の任用前在籍企業に係る事業の採択及び執行に当たって、当該役職

- 員に対する助言や指導、監督の立場にある役職員は、職務上の利益相反の可能性が生じることのないよう、適切な助言や指導、監督に努めなければならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、理事長は、機構における業務の公正を確保するため必要と認める場合には、役職員が従事する業務を制限するものとする。
 - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事長は、必要と認める場合には、役職員を当該役職員の任用前在籍企業を契約相手方等とする事業の執行を担うプロジェクトチームのプロジェクトマネージャーに指名し、必要な業務に従事させることができるものとする。ただし、プロジェクトマネージャーの指名方針及び利益相反行為の未然防止のための措置について、あらかじめ、国の審議会等の第三者機関による了承を得るものとする。
 - 6 前項におけるプロジェクトマネージャーの利益相反行為の未然防止のための措置については、別に実施細則として定めるものとする。

(役職員が提案等した事業における利益相反の取扱い)

第15条 機構は、役職員（非常勤職員であつて諮問的な職務に従事する者を含む。以下この条において同じ。）が提案した事業（役職員となる前に提案されたものを含む。）の実施に当たり、当該役職員と機構の契約相手方等との間の利益相反については、当該役職員と当該契約相手方等の利害関係を画一的な基準によって判断することは適切でないことに鑑み、当該事業の実施の必要性、当該事業において当該役職員が参画することの合理性、採択過程の妥当性、機構が当該役職員に課す義務等について、契約・助成審査委員会の意見を考慮して総合的に判断するものとする。

(退職又は委嘱期間満了後の元役職員に係る利益相反行為の防止)

- 第16条** 役職員は、事業の採択及び執行に当たって、過去2年以内に機構での勤務経験を有する者が機構の契約相手方等において機構事業の担当者となりうる、若しくはなっている場合には、当該事業に関し、機構の利益と相反するような行為をしてはならない。
- 2 前項に定める事業に従事する役職員に対する助言や指導、監督の立場にある役職員は、職務上の利益相反の可能性が生じることのないよう、適切な助言や指導、監督に努めなければならない。

第5章 利益相反マネジメント

(事前相談)

第17条 役職員は、業務を計画する段階において、アドバイザーに対し、利益

相反に関する事項について相談することができる。

(申告)

第18条 役職員は、業務を行おうとする場合であつて、当該業務の相手方等に対して個人的利益を有する場合は、総務担当理事に必ず自己申告をしなければならない。この場合において、虚偽の申告をしてはならない。

2 役職員は、その担当する職務において、利益相反に該当する可能性があると思われる事象を発見した場合は、総務担当理事に申告するものとする。

(申告の指導)

第19条 役職員は、利益相反の可能性があるとと思われる事象を発見した場合、速やかに関係者に対し、前条の申告をするように求めるものとする。

(申告の方法等)

第20条 第18条の申告の方法、項目及び様式等については、別に定める。

(ヒアリング)

第21条 総務担当理事は、必要と認めたときは、役職員に利益相反に関してヒアリングを実施することができる。

2 前項のヒアリングの対象となった役職員は、必ずヒアリングを受けなければならない。

(指導等)

第22条 総務担当理事は、第18条の申告及び報告の内容又は前条第1項のヒアリングの結果を踏まえ、必要な指導及び助言を行う。

2 総務担当理事は、前項の指導等の内容について監事に報告する。

(委員会による勧告)

第23条 監事は、前条の報告に基づき、追加の指導の必要性等について総務担当理事に意見する他、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合、当該役職員に対し、業務の是正又は改善若しくは中止の勧告を行い、当該勧告に対する対応措置に関し報告を求める。

3 委員会は、前項の勧告を受けた役職員が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は、理事長に報告する。

4 理事長は、前項の報告を受けた場合は、当該役職員に対し、その勧告に係る

措置を命ずることができる。

第6章 再審査申立て

(再審査申立て)

第24条 役職員は、前条第2項の勧告に異議があるときは、当該勧告を受けた日から2週間以内に書面により、委員会に対して再審査を申し立てることができる。

2 委員会は、役職員の再審査の申立てがあった場合は、再度審査を行い、理事長に報告する。

3 理事長は、前項の報告を受けた場合は、委員会の審査結果及び役職員からの申立ての内容を踏まえ、委員会及び当該役職員に対して、必要な措置を講ずることができる。

第7章 雑則

(秘密保持)

第25条 機構は、利益相反マネジメントにより得られた情報について、機構の業務以外に利用してはならず、かつ、秘密として取扱い、その保持に努めなければならない。

(事務局)

第26条 利益相反マネジメントに関する事務は、関係部署の協力を得て総務部が行う。

附 則

この機構達は、平成24年7月25日から施行する。

附 則 (平成24年度機構達第18号)

この機構達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度機構達第13号)

この機構達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度機構達第4号)

この機構達は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度機構達第29号)

この機構達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度機構達第9号)

この機構達は、平成29年1月20日から施行する。

附 則（2021 年度機構達第 4 号）

この機構達は、2021 年 9 月 14 日から施行する。